記者発表資料

平成２２年　４月　７日
東北地方整備局

最上川水系置賜白川及び犬川（山形県）における農林水産省の水利使用（国営白川地区水路維持用水）に係る不適切事案について

～農林水産省に対し、河川法第78条に基づき報告を求めます～

農林水産省の水利使用（国営白川地区水路維持用水）について
・農林水産省から提出を受けていた取水量報告において不適正な報告がなされていたこと
・最大取水量を超えた取水が行われていた疑いが生じたこと
から、河川法第７８条に基づき、事実関係等の報告を求めましたので、お知らせします。

発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局
〒 980-8602 仙台市青葉区二日町９番１５号
TEL 022-225-2171　代表
河川部　水政調整官　鈴木　和弘（内 3515）
　　水政課長　　高橋　勝義（内 3551）

（別添）

■水利使用の内容（国営白川地区水路維持用水）

※非かんがい期の水路維持用水の検証のための短期間の許可

・許可（同意）日　　平成２１年９月２日

・許可（同意）期限　平成２３年４月３０日

・最大取水量　西高峰頭首工 0.58 ㎥/s　　長瀞頭首工　0.92 ㎥/s

小松頭首工　0.47 ㎥/s

・取水期間　９月９日～翌年４月３０日（非かんがい期）

（国営白川水路維持用水の概要図は別添のとおり）

■河川法７８条に基づく報告徴収の主な内容

（１）取水量の実測データの報告

本件箇所に係る取水量の報告に関し、取水量の実測データの提出を求める。

（２）最大取水量を超える取水が発生する仕組み、経緯等についての報告

最大取水量を超える取水について、その発生の仕組みと発生の様態（頻度等）及び農林水産省における対応の経緯等の報告を求める。

（３）不適正な取水量報告に係る経緯、状況等についての報告

不適正な取水量報告が行われたことについて、取水量報告の流れ、不適正な取水量報告についての関係機関に対する報告の経緯等について報告を求める。

（４）本件箇所に係る上記（２）（３）以外の河川法令違反の有無の報告

上記（２）（３）以外の河川法令違反の有無を精査し、違反がある場合は、その具体的内容の報告を求める。

※かんがい期（５月１日～９月８日）については「白川地区かんがい用水」の同意（許可）があり、同じ取水施設を利用していることから、併せて事実関係の報告を求めることとしている。

【参考】河川法（昭和３９年7月１０日法律第１６７号）

（許可を受けた者等からの報告の徴収及び立入検査）

第７８条　国土交通大臣又は河川管理者は、この法律を施行するため必要がある場合においては、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定により許可若しくは承認を受けた者から河川管理上必要な報告を徴し、又はこの法律による権限を行うため必要な限度において、その職員に当該許可若しくは承認に係る工事その他の行為に係る場所若しくは当該許可若しくは承認を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、工事その他の行為の状況又は工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

国営白川地区水路維持用水　概要図

